より、そう、ちから。
東北電力

第92回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

平成28年6月28日（火曜日）午前10時

開催会場

仙台市青葉区一番町三丁目７番１号
電力ビル７階電力ホール

■ 第92回定時株主総会招集ご通知 …… 1

■ 株主総会参考書類 …… 3

〈会社提案〉
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役16名選任の件
第３号議案　監査役１名補欠選任の件

〈株主提案〉
第４号議案　定款一部変更の件（１）
第５号議案　定款一部変更の件（２）
第６号議案　定款一部変更の件（３）
第７号議案　定款一部変更の件（４）
第８号議案　定款一部変更の件（５）

■ 添付書類
事業報告 ……25
連結計算書類 ……53
計算書類 ……55
監査報告書 ……57

東北電力株式会社
（証券コード 9506）

(証券コード 9506)
平成28年６月６日

株 主 各 位

仙台市青葉区本町一丁目７番１号
東 北 電 力 株 式 会 社
取締役会長　海　輪　　誠

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓　株主のみなさまには，平素より格別のご高配をたまわり，厚く御礼申しあげます。
　さて，当社第92回定時株主総会を下記により開催いたしますので，ご出席いただきますようご案内申しあげます。
　なお，当日ご出席いただけない場合は，お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご覧いただき，以下のいずれかの方法により，**平成28年６月27日（月曜日）午後５時までに議決権を行使していただきますよう**お願い申しあげます。

【郵送による議決権行使の場合】
　同封の議決権行使書用紙に賛否いずれかをご表示のうえ，上記の行使期限までに到着するようご送付ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】
　61頁から62頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ，パソコン，スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき，画面の案内にしたがって，各議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月28日（火曜日）午前10時

２．場　　所　　仙台市青葉区一番町三丁目７番１号
電力ビル７階電力ホール

○当日ご出席の場合は，お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また，当日は本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
○節電のため，会場の冷房を控え目にさせていただきますので，軽装でご出席いただきますようお願い申しあげます。

3．目的事項

報告事項　1．平成27年度（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告，連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．平成27年度（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

〈会社提案（第１号議案から第３号議案まで）〉

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役16名選任の件
第３号議案　監査役１名補欠選任の件

〈株主提案（第４号議案から第８号議案まで）〉

第４号議案　定款一部変更の件（１）
第５号議案　定款一部変更の件（２）
第６号議案　定款一部変更の件（３）
第７号議案　定款一部変更の件（４）
第８号議案　定款一部変更の件（５）

上記各号議案の内容等は，後記の「株主総会参考書類」（３頁から24頁）に記載のとおりであります。

4．株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

⑴　議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は，インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

⑵　インターネットにより，複数回にわたり議決権を行使された場合は，最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以　上

○次の事項につきましては，法令および定款第14条の規定に基づき，インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tohoku-epco.co.jp/ir/）に掲載させていただいておりますので，本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。これらの事項は，本招集ご通知の添付書類とともに，監査役および会計監査人の監査対象となっております。
・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
・計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表
○株主総会参考書類，事業報告，連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には，インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tohoku-epco.co.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

〈会社提案〉

第１号議案から第３号議案までは，会社提案によるものであります。

第１号議案（会社提案）　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては，次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は，配当につきましては，安定的な配当を行うことを基本に，当年度の業績や中長期的な収支見通しなどを総合的に勘案し決定することを基本的な方針としております。

当年度の業績につきましては，燃料価格の低下などに伴い燃料費が大幅に減少したほか，経費全般にわたる徹底した効率化に継続して取り組んだことなどから，前年度を上回る利益水準を確保することができました。

あわせて，平成28年４月から電力小売全面自由化がはじまり，本格的な競争時代を迎えたなかで，事業を安定させ，より発展させていくためには，経営基盤を回復させるとともに，環境変化や自然災害などの事業リスクへの対応力を強化する必要があることなどを総合的に勘案し，平成27年度の期末配当金につきましては，１株につき15円といたしたいと存じます。

なお，中間配当金10円とあわせた当年度の年間配当金は，前年度に比べ10円増の１株につき25円となります。

１．配当財産の種類
　金銭
２．株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき金15円　　総額 7，487，341，200円
３．剰余金の配当が効力を生じる日
　平成28年６月29日

第２号議案（会社提案）　取締役16名選任の件

取締役全員は，本総会終結の時をもって任期満了となりますが，コーポレートガバナンス体制の一層の強化をはかるため社外取締役を２名体制とすることとし，取締役16名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は，次のとおりであります。

候補者番号	氏　名			
1	海輪（かいわ）　誠（まこと） 取締役会長	再任		
2	原田（はらだ）　宏哉（ひろや） 取締役社長	再任		
3	坂本（さかもと）　光弘（みつひろ） 取締役副社長	再任		
4	渡部（わたなべ）　孝男（たかお） 取締役副社長	再任		
5	岡信（おかのぶ）　愼一（しんいち） 取締役副社長	再任		
6	笹川（ささがわ）　稔郎（としろう） 取締役副社長	再任		
7	長谷川（はせがわ）　登（のぼる） 常務取締役	再任		
8	山本（やまもと）　俊二（しゅんじ） 常務取締役	再任		
9	石森（いしもり）　令一（りょういち） 常務取締役	再任		
10	田苗（たなえ）　博（ひろし） 常務取締役	再任		
11	三浦（みうら）　直人（なおと） 常務取締役	再任		
12	中野（なかの）　春之（はるゆき） 常務取締役	再任		
13	増子（ますこ）　次郎（じろう） 常務取締役	再任		
14	樋口（ひぐち）　康二郎（こうじろう） 執行役員火力部長	新任		
15	清野（せいの）　智（さとし） 社外取締役	再任	独立社外取締役候補者	
16	近藤（こんどう）　史朗（しろう） －	新任	独立社外取締役候補者	

（注）上記取締役候補者の氏名の下段には，本定時株主総会時における当社の役職等を記載しております。

候補者番号 1

海輪　誠（かいわ　まこと）

昭和24年９月25日生

所有する当社の株式数　15,800株



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和48年４月　東北電力株式会社入社
平成17年６月　同社取締役企画部長
平成19年６月　同社上席執行役員新潟支店長
平成21年６月　同社取締役副社長　IR担当
平成22年６月　同社取締役社長
平成27年６月　同社取締役会長　（現在にいたる）
〔重要な兼職の状況〕　一般社団法人東北経済連合会会長　（平成28年６月８日就任予定）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，企画部門を中心とした業務経験を有し，取締役企画部長や上席執行役員新潟支店長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成21年６月から副社長を，平成22年６月から社長を，また平成27年６月から会長を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

原田　宏哉（はらだ　ひろや）

昭和31年３月10日生

所有する当社の株式数　5,303株



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和53年４月　東北電力株式会社入社
平成22年６月　同社取締役企画部長
平成23年６月　同社上席執行役員東京支社長
平成26年６月　同社取締役副社長　CSR担当　コンプライアンス推進担当　IR担当
平成27年６月　同社取締役社長　（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，広報部門や企画部門を中心とした業務経験を有し，取締役企画部長や上席執行役員東京支社長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成26年６月から副社長を，平成27年６月から社長を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

坂本　光弘（さかもと　みつひろ）

昭和30年11月29日生

所有する当社の株式数　6,921株



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和54年４月　東北電力株式会社入社
平成23年６月　同社執行役員総務部長
平成24年６月　同社取締役総務部長
平成25年６月　同社上席執行役員新潟支店長
平成27年６月　同社取締役副社長　火力原子力本部長　コンプライアンス推進担当　（現在にいたる）
〔重要な兼職の状況〕
株式会社ユアテック社外取締役

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，人財部門や総務部門を中心とした業務経験を有し，取締役総務部長や上席執行役員新潟支店長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成27年６月から副社長を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

渡部　孝男（わたなべ　たかお）

昭和27年７月30日生

所有する当社の株式数　8,229株



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和52年４月　東北電力株式会社入社
平成21年６月　同社上席執行役員女川原子力発電所長
平成24年６月　同社取締役　火力原子力本部副本部長　火力原子力本部原子力部長
平成25年６月　同社常務取締役　火力原子力本部副本部長　火力原子力本部原子力部長
平成26年６月　同社常務取締役　火力原子力本部副本部長
平成27年６月　同社取締役副社長　火力原子力本部長代理　（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，原子力部門を中心とした業務経験を有し，上席執行役員女川原子力発電所長や取締役原子力部長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成25年６月から常務取締役を，平成27年６月から副社長を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 5

岡信　愼一（おかのぶ　しんいち）

昭和32年２月16日生

所有する当社の株式数　12,000株



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和54年４月　東北電力株式会社入社
平成23年６月　同社グループ事業推進部長
平成24年６月　同社執行役員企画部長
平成25年６月　同社常務取締役企画部長
平成26年６月　同社常務取締役企画部長　支店統轄
平成27年６月　同社取締役副社長　CSR担当　IR担当　（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，企画部門を中心とした業務経験を有し，グループ事業推進部長や執行役員企画部長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成25年６月から常務取締役を，平成27年６月から副社長を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 6

笹川　稔郎（ささがわ　としろう）

昭和30年10月31日生

所有する当社の株式数　6,901株



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和55年４月　東北電力株式会社入社
平成22年６月　同社土木建築部長
平成24年６月　同社執行役員秋田支店長
平成26年６月　同社常務取締役　火力原子力本部副本部長
平成27年６月　同社取締役副社長　火力原子力本部長代理　（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，土木建築部門を中心とした業務経験を有し，土木建築部長や執行役員秋田支店長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成26年６月から常務取締役を，平成27年６月から副社長を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 7

長谷川（はせがわ） 登（のぼる）

昭和30年４月17日生

所有する当社の株式数　12,102株



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和54年４月　東北電力株式会社入社
平成21年６月　同社執行役員東京支社長
平成23年６月　同社取締役広報・地域交流部長
平成25年６月　同社常務取締役　火力原子力本部副本部長　支店統轄
平成26年６月　同社常務取締役　火力原子力本部副本部長　（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，広報部門を中心とした業務経験を有し，執行役員東京支社長や取締役広報・地域交流部長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成25年６月から常務取締役を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 8

山本（やまもと） 俊二（しゅんじ）

昭和31年12月19日生

所有する当社の株式数　9,700株



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和54年４月　東北電力株式会社入社
平成22年６月　同社執行役員経理部長
平成23年６月　同社執行役員山形支店長
平成25年６月　同社常務取締役
平成27年６月　同社常務取締役　支店統轄　（現在にいたる）
〔重要な兼職の状況〕
株式会社ユアテック社外監査役

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，経理部門を中心とした業務経験を有し，執行役員経理部長や執行役員山形支店長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成25年６月から常務取締役を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 9

石森　令一（いしもり　りょういち）

昭和29年１月25日生

所有する当社の株式数　7,300株



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和53年４月　東北電力株式会社入社
平成23年６月　同社執行役員　お客さま本部副本部長　お客さま本部営業部長
平成26年６月　同社常務取締役　お客さま本部副本部長
平成27年６月　同社常務取締役　お客さま本部長　（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，営業部門を中心とした業務経験を有し，執行役員営業部長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成26年６月から常務取締役を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 10

田苗　博（たなえ　ひろし）

昭和31年３月30日生

所有する当社の株式数　7,300株



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和53年４月　東北電力株式会社入社
平成23年６月　同社執行役員　電力流通本部副本部長　電力流通本部電力システム部長
平成25年６月　同社執行役員福島支店長
平成27年６月　同社常務取締役　電力ネットワーク本部長　（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，電力ネットワーク（発変電）部門を中心とした業務経験を有し，執行役員電力システム部長や執行役員福島支店長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成27年６月から常務取締役を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 11

三浦（みうら） 直人（なおと）

昭和29年６月23日生	所有する当社の株式数	7,800株



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和53年４月　東北電力株式会社入社
平成21年６月　同社総合研修センター所長
平成24年６月　同社執行役員　お客さま本部副本部長　お客さま本部配電部長
平成27年６月　同社常務取締役　電力ネットワーク本部副本部長　（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，電力ネットワーク（配電）部門を中心とした業務経験を有し，総合研修センター所長や執行役員配電部長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成27年６月から常務取締役を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 12

中野（なかの） 春之（はるゆき）

昭和30年５月６日生	所有する当社の株式数	2,400株



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和54年４月　東北電力株式会社入社
平成23年６月　同社電力流通本部電力システム部副部長
平成24年６月　同社電力流通本部電力システム部部長
平成25年６月　同社執行役員　電力流通本部副本部長　電力流通本部電力システム部長
平成27年６月　同社常務取締役　電力ネットワーク本部副本部長　（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，電力ネットワーク（給電）部門を中心とした業務経験を有し，執行役員電力システム部長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成27年６月から常務取締役を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 13

増子（ますこ） 次郎（じろう）

昭和30年７月７日生

所有する当社の株式数　9,102株



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和55年４月　東北電力株式会社入社
平成23年６月　同社執行役員青森支店長
平成26年６月　同社執行役員　火力原子力本部原子力部長
平成27年６月　同社常務取締役　火力原子力本部副本部長　火力原子力本部原子力部長　（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，原子力部門を中心とした業務経験を有し，執行役員青森支店長や執行役員原子力部長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成27年６月から常務取締役を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 14

樋口（ひぐち） 康二郎（こうじろう）

昭和32年10月26日生

所有する当社の株式数　3,500株



新　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和56年４月　東北電力株式会社入社
平成23年６月　同社原町火力発電所長
平成25年６月　同社執行役員　火力原子力本部火力部長　（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，火力部門を中心とした業務経験を有し，原町火力発電所長や執行役員火力部長を務めるなど，業務全般に精通しております。当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 15 **清野 智**（せいの さとし）

昭和22年９月30日生	所有する当社の株式数	3,847株



再　任

独立社外
取締役候補者

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

平成18年４月　東日本旅客鉄道株式会社代表取締役社長
平成24年４月　同社取締役会長　（現在にいたる）
平成25年６月　東北電力株式会社取締役　（現在にいたる）
平成26年６月　日本郵政株式会社社外取締役　（現在にいたる）
〔重要な兼職の状況〕
東日本旅客鉄道株式会社取締役会長
日本郵政株式会社社外取締役

【 取締役候補者とした理由 】

清野氏は，東日本旅客鉄道株式会社の取締役会長であり，公益事業の経営に携わってきた経験を有し，これまでの経歴や実績等から，豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため，社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 16 **近藤 史朗**（こんどう しろう）

昭和24年10月７日生	所有する当社の株式数	0株



新　任

独立社外
取締役候補者

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

平成19年４月　株式会社リコー代表取締役社長執行役員
平成25年４月　同社代表取締役会長執行役員
平成28年４月　同社代表取締役会長　（現在にいたる）
〔重要な兼職の状況〕
株式会社リコー代表取締役会長

【 取締役候補者とした理由 】

近藤氏は，株式会社リコーの代表取締役会長であり，光学機器や事務用機器等を製造する企業の経営に携わってきた経験を有し，これまでの経歴や実績等から，豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため，社外取締役候補者といたしました。

（注）1．各候補者と当社との間には，特別の利害関係はありません。
2．候補者坂本光弘および同山本俊二は，平成28年６月24日開催予定の株式会社ユアテックの定時株主総会の終結の時をもって，「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）附則第４条の社外取締役および社外監査役の要件に関する経過措置の適用がなくなります。
3．候補者清野智および同近藤史朗は，会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届け出ております。
4．候補者近藤史朗が平成28年３月まで社外取締役を務めていたコカ・コーラウエスト株式会社は，自動販売機事業に関し，平成27年３月に公正取引委員会より消費税転嫁対策特別措置法に基づく勧告を受けました。
5．候補者清野智は，現に当社の社外取締役であり，その就任してからの年数は，本総会終結の時をもって３年であります。
6．当社は，会社法第427条第１項の規定により，候補者清野智との間に，同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。同氏の社外取締役の選任についてご承認いただいた場合には，当社は同氏と当該契約を継続する予定であります。
7．当社は，候補者近藤史朗の社外取締役の選任についてご承認いただいた場合には，会社法第427条第１項の規定により，同氏との間で，同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額といたします。

第３号議案（会社提案）　監査役１名補欠選任の件

監査役鈴木敏仁氏は，本総会終結の時をもって退任されますので，監査役１名の補欠選任をお願いいたしたいと存じます。

なお，本議案につきましては，監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は，次のとおりであります。

佐々木（ささき）　隆志（たかし）	昭和32年12月1日生	所有する当社の株式数	4,301株



新　任

略歴，地位および重要な兼職の状況

昭和55年４月　東北電力株式会社入社
平成23年６月　同社資材部長
平成25年６月　同社執行役員　火力原子力本部燃料部長
平成27年６月　同社常務取締役　（現在にいたる）
〔重要な兼職の状況〕　株式会社第四銀行社外取締役（監査等委員）（平成28年６月24日就任予定）

【 監査役候補者とした理由 】

入社以来，資材部門，燃料部門および考査部門を中心とした業務経験を有し，資材部長や執行役員燃料部長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成27年６月から常務取締役を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，監査役としての職務を適正に遂行いただけるものとして，監査役候補者といたしました。

（注）1．候補者と当社との間には，特別の利害関係はありません。
2．当社は，候補者佐々木隆志の監査役の選任についてご承認いただいた場合には，会社法第427条第１項の規定により，同氏との間で，同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額といたします。

《ご参考》

1．取締役候補者および監査役候補者指名の方針

取締役候補者および監査役候補者は，以下の方針により選定する。

・社内取締役候補者は，専門性が高く幅広い業務領域を有するという電気事業の特性等を踏まえ，技術的な専門性や現場での経験を踏まえた実務能力等のほか，候補者の専門分野等のバランスを考慮して，各分野に精通した者の中から選定する。
・社外取締役候補者は，企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い識見を基に，取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現を図ることができるかどうかを重視して選定する。
・監査役候補者は，経験や識見を活かし監査役としての職務を適正に遂行できるかどうか，また取締役の職務執行の監査のほか当社経営に有益な意見または助言を行うことができるかどうかを重視して選定する。このほか，社外監査役候補者は，客観的かつ中立的な監査ができるかどうかも重視して選定する。
・社外取締役候補者および社外監査役候補者は，当社が定める「社外役員の独立性判断基準」に照らし，独立性の有無を判断する。

2．社外役員の独立性判断基準

当社は，社外役員の独立性について，当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の基準に準拠し，以下の要件により独立性を判断する。社外取締役の選任に当たっては，当社の経営理念や社会的な責務を理解するとともに，社外取締役としての役割・責務を十分認識し，企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い識見を基に，取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現を図れるかどうかを重視する。また，社外監査役の選任に当たっては，社外監査役としての役割・責務を十分認識し，豊富な経験や卓越した識見をもって客観的・中立的な監査を実施できるかどうかを重視する。

【当社における社外役員の独立性判断要件】

当社は，原則として，以下のいずれの要件にも該当しない者を独立役員とする。

①当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
②当社の主要な取引先またはその業務執行者
③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント，会計専門家または法律専門家（当該財産を得ているものが法人，組合等の団体である場合は，当該団体に所属する者をいう。）
④最近において，①から③までのいずれかに該当していた者
⑤次のａからｄまでのいずれかに該当する者（重要でない者を除く。）の近親者
　ａ．上記①から④までのいずれかに該当する者
　ｂ．当社の子会社の業務執行者
　ｃ．当社の子会社の業務執行者でない取締役
　ｄ．最近において上記ｂ，ｃまたは当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては，業務執行者でない取締役を含む）に該当していた者

〈株主提案〉

第４号議案から第８号議案までは，株主提案によるものであります。なお，提案株主（204名）の議決権の数は，2,473個であります。

第４号議案（株主提案）　定款一部変更の件（１）

○議案内容

以下の章を新設する。

第７章　原子力発電所

第 43 条　当会社は所有する原子力発電所を再稼働させず，廃炉作業を開始する。

○提案の理由

福島原発事故から５年が経過しても事故収束作業は困難を極め，故郷を追われ帰れない人々がいまだに数多くおり苦しんでいます。東京電力は被災者への賠償や除染費用などの支払いは10兆円規模に上ることを明らかにしています。最長40年かかると言われている廃炉作業や増え続ける汚染水問題に苦慮する東京電力の姿を，当社取締役はしっかりと見つめて経営判断を行なうべきです。

当社は東日本大震災で被災し５年以上停止している原発に，3,500億円もの費用をかけて安全対策工事を行ない再稼働させようとしていますが，経費の掛かり過ぎですし設備の劣化も懸念されます。原子力規制委員会での安全審査に通っても，「それが安全を保証するものではない」と田中俊一委員長が言っていますし，原発の持つ本質的な危険性は当社の行なっている安全対策工事では無くせません。司法の世界における新しい動きなど原発の再稼働に対する世論の動きはますます厳しさを増しており，この莫大な経費は無用な出費になる恐れがあります。

４月から電力の全面自由化が始まりました。原発にしがみつく電力会社が見捨てられる時代が始まっています。安全上も経営的にも原発からの撤退を決断すべき時期です。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

エネルギー資源に乏しいわが国においては，原子力発電は，安全確保を大前提に，安定供給，経済効率性，環境適合の観点から重要な電源であり，将来にわたって一定規模を確保していく必要があります。

国のエネルギー基本計画を踏まえ昨年７月に決定された長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）では，原子力発電は，ベースロード電源として位置付けられ，2030年度における電源構成の20 ～ 22%を占めることが見込まれております。

こうしたことを踏まえ，当社は，新規制基準への適合にとどまらず，さらに高いレベルの安全確保を目指し，自主的かつ継続的に設備と運用の両面から原子力発電所の安全対策の強化・充実に努め，地域のみなさまのご理解を得ながら，原子力発電の活用をはかってまいります。これにより，バランスのとれた電源構成を実現し，電力の安定供給を果たしてまいります。

また，会社法では，業務執行に係る事項については，取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので，本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして，取締役会といたしましては，ご提案の内容について反対いたします。

第５号議案（株主提案）　定款一部変更の件（２）

○議案内容

以下の章を新設する。

第８章　放射性物質の責任管理

第 44 条　当会社は当会社の原子力発電所で発生させた放射性物質を，発生者責任を果たすため当会社の原子力発電所の敷地内で厳重に管理する。

○提案の理由

原発はウランの核分裂を利用しますが，その際に大量の放射性物質（放射能）を作り出します。日本の原発で商業運転が始まってから今年で50年になりますが，これまで作りだした放射性物質の量は広島原爆で撒き散らされた放射能の120万発分以上の量になっています。この放射性物質は放射線を出して生物の細胞を傷つけるので，人間の生活環境から隔離し厳重に管理していかなければならない危険物です。

この放射能のゴミの処理・処分の問題は，開発当初から問題にされながら50年経っても解決の道筋さえ見えていない状態です。原発が「トイレの無いマンション」と言われる所以です。

使用済核燃料を再処理するのか直接処分するのか，すでに取り出した大量のプルトニウムをどの様に処理するのか，高レベル放射性廃棄物の処分はどうするのか等々，問題は多様で複雑です。

この大量に発生させてしまった放射性物質の発生者責任を果たし続けていくために，当社の原発敷地内で厳重に永久管理していくことが必要です。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

わが国のエネルギー政策において，原子燃料サイクルは，ウラン資源の有効利用および高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減の観点から，極めて重要であります。

再処理の過程で発生する高レベル放射性廃棄物については，現時点で最も有望な最終処分方法である地層処分を行うこととしており，現在，国において科学的有望地の提示に向けた取り組みが進められております。また，昨年10月に策定された国のアクションプランにおいて，最終処分までの間，敷地内外を問わず使用済燃料を安全に管理するための貯蔵能力の拡大に向けた取り組みを強化していく方針が示されております。

当社といたしましては，国の方針などに基づき，高レベル放射性廃棄物の最終処分については，事業の実施主体である原子力発電環境整備機構（ＮＵＭＯ）と連携して取り組むとともに，使用済燃料については，引き続き適切に貯蔵・管理しつつ，種々の貯蔵方策についても検討してまいります。

また，会社法では，業務執行に係る事項については，取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので，本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして，取締役会といたしましては，ご提案の内容について反対いたします。

第６号議案（株主提案）　定款一部変更の件（３）

○議案内容

以下の章を新設する。

第９章　核燃料再処理事業への投資の中止

第 45 条　当会社は，核燃料再処理事業への投資を行なわない。六ヶ所再処理工場を運営する日本原燃株式会社への出資は回収する。

○提案の理由

2015年11月，日本原燃は六ヶ所再処理工場の完成を2016年３月から2018年度上期に，２年以上延期すると発表しました（実に23回目の延期！）。新規制基準が要求する，地震，噴火，テロ等による重大事故対策の追加工事のためとしています。再処理工場の建設費はすでに当初見込みの7,600億円から２兆2,000億円に膨らんでいますが，この追加工事に更にどれだけの巨費が投じられるのか計り知れません。

そしてどんなに追加工事を行なおうとも「絶対に重大事故を起こさない」対策は不可能です。再処理工場には原発をはるかに上回る大量の放射能が貯蔵されており，重大事故時の被害は福島原発事故の比ではなく，全地球規模の大惨事になります。

しかも再処理工場の生産物であるプルトニウムを，日本は使い道もなくすでに47トンも保有しており，「何のために再処理してこれ以上増やすのか」と国際社会からの疑念が高まっているのです。当社がこれ以上，再処理工場への投資を続ける，いかなる理由もありません。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

わが国のエネルギー政策において，原子燃料サイクルは，ウラン資源の有効利用および高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減の観点から，極めて重要であります。原子燃料サイクルの中核をなす再処理事業については，現在，国において，電力システム改革に伴う競争環境下においても，必要な費用が安定的に確保され，事業が着実かつ効率的に実施されるための仕組みの整備が進められております。

日本原燃株式会社は，昨年11月，再処理工場の竣工時期を平成28年３月から平成30年度上期へ変更しておりますが，これは新規制基準適合性審査の状況を踏まえ，安全対策工事などに要する期間の見通しが得られたことによるものであります。

当社といたしましても，原子力発電の安定的・円滑な運営のためには，原子燃料サイクル事業は極めて重要であり，その根幹を担う日本原燃株式会社の安定的な操業が必要であると考えております。このため，当社は，同社に対し必要かつ適切な範囲で出資を行っております。

また，会社法では，業務執行に係る事項については，取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので，本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして，取締役会といたしましては，ご提案の内容について反対いたします。

第７号議案（株主提案）　定款一部変更の件（４）

○議案内容

以下の章を新設する。

第10章　高速増殖炉開発からの撤退

第 46 条　当会社は見通しのない高速増殖炉の開発から手を引き，今後係わらないこととする。

○提案の理由

2015年11月，原子力規制委員会は，高速増殖原型炉「もんじゅ」の運営主体として日本原子力研究開発機構は不適格だとし，新たな運営主体を半年以内に示すよう，文科省に勧告しました。

もんじゅは1995年12月にナトリウム漏れ事故を起こして停止。2010年５月に14年ぶりに試験運転を再開しましたが，同８月に炉内に装置を落下させる事故を起こして再び停止しました。さらに2012年11月，機器全体の２割に当たる約１万件で点検漏れが発覚。2013年５月，原子力規制委員会は運転禁止命令を出しましたが，その後も新たな点検漏れや不備が次々と発覚し，ついに今回の原子力研究開発機構に対する「失格」宣告となったのです。

もはや，もんじゅは技術的に実現困難であるばかりか，組織的にも破綻していることは誰の目にも明らかです。停止していても維持費だけで１日5,000万円を浪費するもんじゅは一日も早く廃炉にすべきです。

当社はこのような無駄で危険な事業から一切手を引き，今後も係わるべきではありません。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

わが国のエネルギー政策において，原子燃料サイクルは，ウラン資源の有効利用および高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減の観点から，極めて重要であります。このため，わが国では，高速増殖炉の実用化を目指し，官民一体となって研究開発を推進しているところであり，当社としても必要な協力を行ってきております。

なお，高速増殖炉「もんじゅ」については，昨年11月，原子力規制委員会からの運営等に関する勧告を受け，現在，国において，そのあり方が検討されており，当社としてもその動向を注視してまいります。

また，会社法では，業務執行に係る事項については，取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので，本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして，取締役会といたしましては，ご提案の内容について反対いたします。

第８号議案（株主提案）　定款一部変更の件（５）

○議案内容

以下の章を新設する。

第11章　事故に対する社会的責任

第 47 条　当会社は，当会社の原子力発電所の事故に対して全責任を負い，全て当会社で賄う。

○提案の理由

東京電力福島原発事故による国民負担（電気料金への上乗せ，政府の直接財政支出，事実上の国民資産である東電株の売却益やエネルギー特別会計からの支出）はすでに３兆4,000億円を超えて，さらに今後も増え続ける見通しといわれています（2016.3.11「河北新報」）。これは，本来原発を保有・運転していた東京電力が支払うべきものであり，一民間企業の責任を国民に転嫁したものに他なりません。さらに，この中には当社が一般負担金として負担したものがあり，それは電気料金の上乗せという形で顧客に対して負担を強いています。

電力自由化のなかで，このような無責任な企業への国民・顧客の目は厳しくなっており，当社はこのような東京電力の姿勢とは一線を画し，万が一事故が起こった場合には，その全ての費用負担は当社で賄い政府の財政支出や電気料金への上乗せなどによる国民への転嫁は行なわないことを会社の方針として示すことによって，国民・顧客との信頼を獲得していくことが重要です。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

当社は，東京電力福島第一原子力発電所の事故を教訓として，新規制基準への適合にとどまらず，さらに高いレベルの安全確保を目指し，自主的かつ継続的に設備と運用の両面から安全対策の強化・充実に努めております。

万が一，原子力事故が発生した際には，損害の賠償が迅速かつ適切に実施される制度が必要となります。このため原子力事業者は，法律に基づき，民間保険契約および政府補償契約を締結しており，さらにこれらの限度額を上回る大規模原子力損害に対しては，原子力損害賠償・廃炉等支援機構を通じて必要な資金援助が行われることとなっております。

当社といたしましては，原子力事業者としての責務を果たす観点から，こうした国の制度に基づき，適切に対応することが必要と考えております。

また，会社法では，業務執行に係る事項については，取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので，本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして，取締役会といたしましては，ご提案の内容について反対いたします。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

Ⅰ　事業の概況

１．企業グループの事業の経過および成果

【当社を取り巻く経営環境】

平成27年度におけるわが国の電気事業は，まさに歴史的な転換期のなかにありました。

昨年７月には，国の中長期的なエネルギー政策の指針であるエネルギー基本計画を踏まえた長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）が決定されました。そこでは，安全確保を大前提に，安定供給，経済効率性，環境適合の観点から，原子力，火力，再生可能エネルギーによるバランスのとれた電源構成が必要であることが示されております。しかしながら，原子力発電については，東日本大震災以降，国内の発電所が長期間停止し，新規制基準への適合性審査も長期化する状況が続いております。一方，電力システム改革については，本年４月，小売分野における全面自由化がはじまり，平成32年４月には，送配電部門の法的分離（別会社化）が予定されております。

東北地域においては，大震災からの復旧関連工事が高水準で推移していることなどから，緩やかな景気回復が続きました。大震災から５年が経過し，社会基盤の整備は着実に進みつつありますが，一方で，被災された方々が安定した生活を取り戻したとまでは言えず，被災地の復興には未だ多くの課題があると認識しております。

このようななかで，当社は，被災地の復興・発展に寄り添いながら，かつてない経営環境の変化にも適切に対応してきております。

【新たなブランド展開】

当社は，昨年10月，新たなコーポレートスローガン**「より、そう、ちから。」**を掲げました。これは，小売全面自由化という大きな経営の転換期を迎えるにあたり，お客さまから選択いただき，これからも地域とともに成長・発展していくため，お客さまや地域の声にしっかりとお応えしていくという，当社の企業姿勢を示したものです。

このスローガンには，新しい時代を迎え，「お客さまお一人お一人に“より沿う”サービスを

提供していく」，「創立以来の変わらない想いを胸に，地域に“寄り添う”取り組みを継続していく」という当社の２つの想いを込めております。

【小売全面自由化への対応】

新たなコーポレートスローガンのもと，当社は，小売全面自由化を見据えた競争力強化に取り組んでまいりました。

販売面では，本年１月，東北６県および新潟県のお客さま向けの新料金プラン，会員制ウェブサービスやポイントサービスの具体的内容を公表し，引き続き当社を選択いただくための施策を打ち出しました。また，昨年10月，株式会社シナジアパワーを設立したほか，本年３月には，首都圏のご家庭向けに電気の販売を開始することを公表し，これまでの供給エリアを越えた新たな事業展開に向けた取り組みを進めてまいりました。そのほかにも，小売全面自由化に備えて必要な設備や体制の整備をはかってまいりました。

一方，供給面では，昨年７月，八戸火力発電所第５号機（41.6万キロワット）がＬＮＧへの燃料転換を完了いたしました。また，昨年12月には，世界最高水準の熱効率を誇るＬＮＧコンバインドサイクル発電設備である新仙台火力発電所第３号系列（98万キロワット）の半量が営業運転を開始し，本年７月には，全量が営業運転を開始する予定です。さらに，本年１月には，能代火力発電所第３号機（60万キロワット）の新設工事を着工いたしました。こうした取り組みにより，高い経済性と環境負荷低減を両立した設備形成を進めてまいりました。

【原子力発電所の安全性向上に向けた取り組み】

女川原子力発電所第２号機および東通原子力発電所第１号機につきましては，現在，原子力規制委員会による新規制基準への適合性審査が続けられております。

また，原子力発電所の安全性向上に向けた取り組みとして，新規制基準などを踏まえた安全対策を設備と運用の両面から進めており，さらに，自主的かつ継続的な安全性の向上にも取り組んでおります。

設備面では，非常用ディーゼル発電機の燃料タンクの地下化や発電所内部の火災防護対策の拡充工事に取り組むとともに，運用面では，国などの関係機関と連携した原子力防災訓練において，より実践的な「シナリオ非提示型」の訓練を実施するなど，万が一の事態に備えた体制の充実・強化をはかりました。

加えて，当社は，関係自治体との間で，協定の締結などにより，情報連絡をはじめとする連

携を強化してまいりました。また，安全性向上に向けた取り組みについて，地域のみなさまにご理解を深めていただけるよう，発電所を実際にご覧いただく取り組みも継続して展開してまいりました。

一方，他社原子力発電所においてケーブルなどの不適切な敷設状態が確認されたことから，当社は昨年12月から，女川・東通の両原子力発電所において調査を実施したところ，同様の状態が確認されました。このため，不適切な敷設状態の是正をはかるとともに，本年３月，調査結果などを原子力規制委員会へ報告いたしました。是正は現在までに概ね完了しておりますが，引き続き計画的に進めるとともに，再発防止対策を確実に実施してまいります。

【再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取り組み】

当社は，これまでも，グループ企業とともに，水力発電，地熱発電，風力発電などの再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでまいりました。また，国の固定価格買取制度のもと，特に太陽光発電については，急増する当社送電網への接続申し込みにも適切に対応してまいりました。

風力発電や太陽光発電は，気象条件によって出力が変動するという技術的な課題があります。このため，当社では，蓄電池技術を活用した出力変動抑制対策の実証事業として，昨年２月の西仙台変電所に続き，本年２月には，南相馬変電所に大容量蓄電池システムを導入いたしました。

また，来年３月より，太陽光発電による電気を用いて水素を製造・貯蔵し，この水素を燃料に発電することで出力変動抑制対策としての有効性を検証する研究を行っていくことといたしました。

当社といたしましては，こうした事業や研究を通じて得られた知見や成果を活用し，再生可能エネルギーの導入拡大に向けて取り組んでまいります。

【決算の概要（連結）】

当年度の決算につきましては，連結ベースで，以下のとおりであります。

収益面では，電気事業において，「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に基づく再エネ特措法交付金が増加したものの，販売電力量および燃料費調整額の減少などにより，電灯・電力料が減少したことなどから，売上高（営業収益）は前年度に比べ864億円減の２兆955億円，経常収益は前年度に比べ854億円減の２兆1,046億円となりました。

一方，費用面では，安定供給維持のための修繕費が増加したものの，燃料価格の低下などに伴い燃料費が大幅に減少したほか，経費全般にわたり効率化の実施に努めたことなどから，経常費用は前年度に比べ1,214億円減の１兆9,520億円となりました。

以上の結果，経常利益は，前年度に比べ359億円増の1,526億円となりました。

また，親会社株主に帰属する当期純利益は，前年度に比べ208億円増の973億円となりました。

■売上高（営業収益）

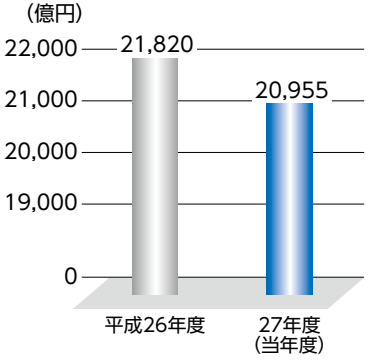

■経常利益

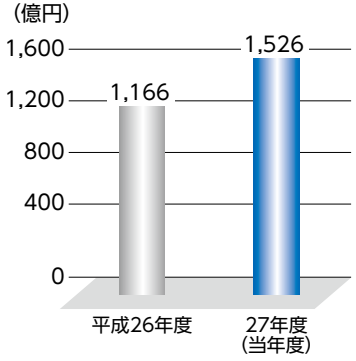

■親会社株主に帰属する当期純利益

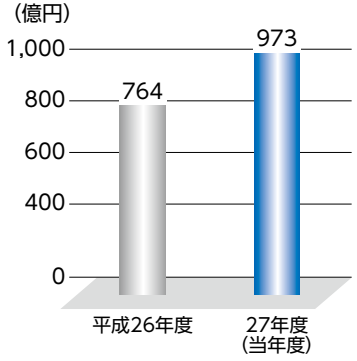

［電気事業］

当年度の当社販売電力量は，東日本大震災からの復興の動きなどが続いているものの，前年度に比べ春先や冬場の気温が高く夏場後半の気温が低めに推移したことによる冷暖房需要の減少や節電への取り組みに加え，大口電力における一部での生産設備の稼働減などから，前年度に比べ2.0％減の750億６千万キロワット時となりました。このうち自由化の対象外である電灯・電力需要は，前年度に比べ2.7％減の272億６千万キロワット時となりました。また，自由化の対象である特定規模需要は，前年度に比べ1.7％減の478億キロワット時となりました。

■販売電力量

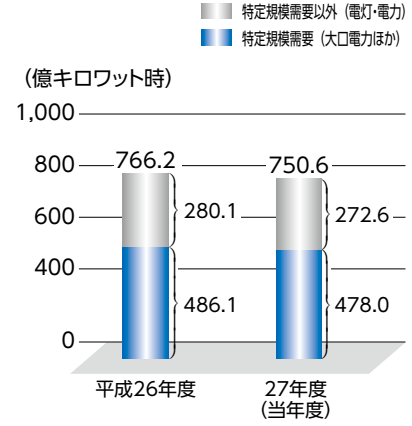

こうした販売電力量の減少および燃料費調整額の減少などにより，電灯・電力料が減少したことなどから，電気事業の売上高は，前年度に比べ790億円減の１兆8,532億円となりました。一方，営業費用は，安定供給維持のための修繕費が増加したものの，燃料価格の低下などに伴い燃料費が大幅に減少したほか，経費全般にわたり効率化の実施に努めたことなどから，前年度に比べ957億円減の１兆6,863億円となりました。

以上の結果，営業利益は，前年度に比べ167億円増の1,668億円となりました。

（注） 本年４月からの小売全面自由化に伴い，当年度まで自由化の対象外であった電灯・電力需要についても，自由化の対象となっております。

［その他の事業］

電気事業以外の事業につきましては，建設業において受注が減少したことなどから，売上高は前年度に比べ74億円減の2,423億円となりました。一方，営業費用は，前年度に比べ107億円減の2,194億円となりました。

以上の結果，営業利益は，前年度に比べ33億円増の228億円となりました。

このように，当社は当年度，一定の利益水準を確保することができましたが，未だ収益基盤が安定している状況にはありません。今後も，中長期的に効果が持続する経営効率化に取り組んでまいります。

2．企業グループの対処すべき課題

当社は，本年４月より，小売全面自由化という新たな競争のステージに入る転換点を迎えましたが，本格的な競争時代においても，地域の復興・発展に貢献しながら，競争に打ち勝ち，お客さまから選ばれる企業グループを目指していくことが，当社の経営展開の基本であります。

この考え方のもと，事業を安定させ，より発展させていくためには，経営基盤を回復させるとともに，環境変化や自然災害などの事業リスクへの対応力を強化する必要があります。このため，当社は，財務体質の改善を最優先課題と位置付け，本年１月，新たに「2020年度までに自己資本比率（連結決算ベース）25%以上」との財務目標を掲げました。また，将来的には「自己資本比率（連結決算ベース）30%」を目指してまいります。これにより，安定的な資金調達を実現し，安定供給のための設備投資やさらなる成長に向けた資金の確保が可能になるものと考えております。

そのうえで，当社は，財務目標を達成し，競争を勝ち抜くための成長戦略を実現するために，「収益拡大施策の展開」，「バランスのとれた電源構成とコスト競争力の強化」，「地域の復興・発展への貢献」を成長に向けた３つの柱に掲げました。今後，新たなコーポレートスローガンのもと，本格的な競争に備えて検討・準備をしてきた施策について，企業グループが一体となって実施してまいります。具体的には，以下の各施策を確実に実施することで，さらなる成長を果たしてまいります。

【収益拡大施策の展開】

当社は，自由化の時代にあっても，まずは事業基盤である東北６県および新潟県のお客さまを大切にし，当社を選択いただくことが，収益の源泉であり，競争に打ち勝つ原動力であると考えております。小売全面自由化を迎え，ますます競争は激しくなりますが，この基本的な考え方のもと，お客さまのご要望に“より沿う”サービスを提供することで，当社をお選びいただくことを目指してまいります。

当社は，本年４月から，多様化するお客さまのライフスタイルに合わせた新料金プランの適用を開始いたしました。また，お客さまの利便性向上につながる会員制ウェブサービス「よりそうｅねっと」を開設するとともに，会員向けポイントサービス「よりそうｅポイント」を開始いたしました。

当社といたしましては，こうした料金プランや各種サービスを皮切りとして，お客さまのニーズにかなう，創意工夫を凝らしたサービスの開発・充実に，スピード感を持って取り組ん

でまいります。あわせて，ヒートポンプ機器の活用など，お客さまに電気のご使用を工夫いただくことで料金の低減につながるような省エネルギーのコンサルティングを，引き続き実施してまいります。

一方，これまでの供給エリアを越えた新たな事業展開として，本年４月から，首都圏において，ご家庭向け料金プラン「よりそう、でんき」による電気の販売を開始いたしました。これにより，首都圏にお住まいのお客さまにも，当社の電気やお得なサービスをご活用いただきたいと考えております。

また，東京ガス株式会社と共同で設立した株式会社シナジアパワーも，北関東を中心とする関東圏の高圧・特別高圧のお客さまへの電力販売を開始いたしました。同社につきましては，東北６県と新潟県のお客さまへの安定供給を全うしたうえで，当社の供給力を有効活用するものであり，当社の収益拡大に寄与するものと考えております。

【バランスのとれた電源構成とコスト競争力の強化】

エネルギー資源の乏しいわが国では，各エネルギー源が持つ特性を十分に踏まえたうえで，各電源をバランスよく組み合わせて運用していくことが重要です。このため，当社は，安全確保を大前提に，安定供給，経済効率性，環境適合の観点から，バランスのとれた電源構成を目指しております。

原子力発電については，準国産エネルギーとして安定した出力が見込まれ，CO_2の排出抑制効果にも優れていることから，引き続き重要な電源であると考えております。このため，女川原子力発電所第２号機および東通原子力発電所第１号機の新規制基準への適合性審査に的確に対応するとともに，両原子力発電所の設備・運用面におけるさらなる安全性向上のための自主的な取り組みについても進めてまいります。また，原子力事業者の責務として，国や関係自治体と連携した原子力防災体制の強化に積極的に取り組むとともに，適切な情報発信や双方向のコミュニケーションなどを通じて地域のみなさまのご理解を得ながら，早期の再稼働を目指してまいります。

火力発電については，コスト競争力に優れた発電設備の着実な開発に取り組んでまいります。具体的には，能代火力発電所第３号機や上越火力発電所第１号機の建設計画を着実に進めてまいります。

また，東北地域に適地の多い再生可能エネルギーについては，送電網の整備や大容量蓄電池システムの実証事業などを通じて，固定価格買取制度のもとでの導入拡大に対応するとともに，

当社においても，グループ企業の活用により，導入拡大に取り組んでまいります。
あわせて，燃料調達の多様化などを通じて，燃料調達コストのさらなる低減をはかるとともに，「調達改革委員会」による資材・役務の調達価格の低減など，経費全般にわたる効率化に継続して取り組んでおります。当社は，競争力の強化のため，今後とも徹底して構造的なコスト低減を推し進めてまいります。

【地域の復興・発展への貢献】

当社は，東北６県と新潟県で事業を営む電力会社として，地域の復興・発展にしっかりと“寄り添う”取り組みを継続して展開してまいります。
東日本大震災という未曾有の災害を，地元の電力会社として経験したことにより得られた知見，教訓は大きなものがあります。これらを十分に踏まえ，災害に強い設備の構築と対応力の強化をはかり，電力の安定供給という電気事業を営む者としての基本的な使命を果たしていくことで，東北地域の復興を支えてまいります。
また，各自治体で展開されるスマートコミュニティ事業などに支援・参画するとともに，被災地域をはじめとする自治体などの再生可能エネルギー導入拡大に向けた取り組みへの協力を行ってまいります。
加えて，それぞれの地域がおかれた状況やニーズの違いを踏まえながら，将来の成長・発展に資するプロジェクトや地域活性化施策を積極的に支援してまいります。

当社は，「地域社会との共栄」を経営理念として掲げ，創立以来，地域に密着した経営を進めてまいりました。小売全面自由化を迎え，ますます競争は激しくなりますが，お客さまに低廉で安定した電気をお届けし，地域とともに歩み続ける当社の使命は，これからも変わるものではありません。
当社は，地域のみなさまにお支えいただきながら永く事業を営んできた当社だからこそできるサービスや地域貢献に，真心を込めて取り組んでまいります。そして，引き続きお客さまから選択され，地域とともに成長する企業グループを目指してまいります。
株主のみなさまにおかれましては，このような当社の状況についてご理解いただき，より一層のご支援とご協力をたまわりますようお願い申しあげます。

3. 企業グループの設備投資の状況

(1) 当年度の設備投資額　　3,198億円
[電気事業]　　2,955億円
[その他の事業]　　242億円

(2) 当年度中に完成した主な設備および建設中の主な設備

(発電設備)

	設備別	名　称	新設,増設の別	最大出力
				キロワット
完成	火力	八戸火力発電所第5号機	増設	416,000
建設中	火力	新仙台火力発電所第3号系列	増設	980,000
	火力	能代火力発電所第3号機	増設	600,000

(注) 1．八戸火力発電所第５号機は，平成27年７月１日，使用する主燃料を軽油からＬＮＧに転換する工事が完了し，ＬＮＧによる運転を開始いたしました。
2．新仙台火力発電所第３号系列は，平成27年12月１日，最大出力980,000キロワットのうち490,000キロワット（第３－１号）について運転を開始いたしました。

(送電設備)

	名　称	新設,増強の別	電　圧	亘　長
			ボルト	キロメートル
完成	西白河線	新設	154,000	37.0

(変電設備)

	名　称	新設,増強の別	出　力
			キロボルトアンペア
建設中	東花巻変電所	新設	600,000
	宮城中央変電所	増強	1,000,000

4．企業グループの資金調達の状況

⑴　社　　債

発行額	1,800億円
償還額	2,174億円

⑵　借 入 金

借入額	1,815億円
返済額	2,186億円

⑶　コマーシャル・ペーパー

発行額	1,660億円
償還額	1,820億円

（注）　社債の発行額には，平成27年12月３日に発行したユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（総額1,200億円）を含んでおります。

5．企業グループの財産および損益の状況の推移

区分＼年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度(当年度)
売上高（営業収益）（億円）	17,926	20,388	21,820	20,955
経常利益または経常損失（△）（億円）	△ 932	390	1,166	1,526
親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失（△）（億円）	△ 1,036	343	764	973
一株当たり当期純利益または当期純損失（△）（円）	△ 207.97	68.78	153.35	195.01
総資産（億円）	42,843	42,430	41,312	41,524

（注）１．「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）等を適用し，当年度より，「当期純利益または当期純損失」を「親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失」としております。

２．一株当たり当期純利益または当期純損失は，当社の期中平均株式数により算出しております。なお，期中平均株式数については，自己株式を控除した株式数を用いております。

Ⅱ　会社の概況（平成28年３月31日現在）

１．企業グループの主要な事業内容

電気事業

２．当社の株式に関する事項

⑴　発行可能株式総数　　10億株

⑵　発行済株式の総数　　５億288万2,585株

⑶　株　主　数　　19万5,215名

⑷　大　株　主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	19,281	3.86
日本生命保険相互会社	17,159	3.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15,152	3.04
東北電力従業員持株会	13,588	2.72
株式会社みずほ銀行	13,288	2.66
高知信用金庫	11,737	2.35
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	6,528	1.31
株式会社七十七銀行	6,468	1.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	5,625	1.13
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	5,481	1.10

（注）　持株比率は，自己株式（3,726,505株）を控除して計算しております。

３．当社の新株予約権に関する事項

⑴　当年度末日に当社取締役および執行役員が保有する新株予約権の状況

○新株予約権の数　　6,359個

○新株予約権の目的である株式の種類および数　　普通株式635,900株（新株予約権１個につき100株）

○当社取締役が保有する新株予約権の内容の概要

回次（発行価額）	行　使　期　間	個　数	保有者数
第１回（160,800円）	平成22年８月３日から 平成47年８月２日まで	251個	6名
第２回　（82,100円）	平成23年８月２日から 平成48年８月１日まで	687個	10名
第３回　（48,000円）	平成24年８月２日から 平成49年８月１日まで	914個	13名
第４回（122,900円）	平成25年８月２日から 平成50年８月１日まで	821個	15名
第５回（115,500円）	平成26年８月２日から 平成51年８月１日まで	975個	15名
第６回（171,300円）	平成27年８月４日から 平成52年８月３日まで	798個	15名

⑵　当年度中に当社取締役および執行役員に交付した新株予約権の状況

○発行した新株予約権の数　　1,475個

○新株予約権の目的である株式の種類および数　　普通株式147,500株（新株予約権１個につき100株）

○新株予約権の発行価額　　１個当たり171,300円

○新株予約権の行使価額　　１株当たり１円

○新株予約権の行使期間　　平成27年８月４日から平成52年８月３日まで

○新株予約権の主な行使の条件　　新株予約権者は，当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り，新株予約権を行使することができる。

○当社執行役員に交付した新株予約権の内訳

新　株　予　約　権　の　数	交　付　者　数
677個	23名

⑶ その他新株予約権の状況

○ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

名　　称	2018年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債	2020年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債
社債の発行日	平成27年12月３日	平成27年12月３日
新株予約権の数	5,000個	7,000個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。	本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
転換価額	1,960円	1,992円
新株予約権の行使期間	平成27年12月17日から 平成30年11月19日まで (行使請求受付場所現地時間)	平成27年12月17日から 平成32年11月19日まで (行使請求受付場所現地時間)
社債の残高	504億円	703億円

4．重要な子会社および関連会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率		主な事業内容
		直接保有	間接保有	
	億円	%	%	
酒田共同火力発電株式会社	255	100	－	電気の卸供給
日本海エル・エヌ・ジー株式会社	120	42.3	－	液化天然ガスの受入，気化，販売または配送
東北インテリジェント通信株式会社	100	100	－	電気通信事業
株式会社ユアテック	78	46.7	0.5	電気，通信，土木および建築工事
東北自然エネルギー株式会社	52.7	96.1	3.9	再生可能エネルギーにより発電した電気の供給事業
TDGビジネスサポート株式会社	15	100	－	金銭の貸付等の金融業務および経理・労務業務の受託
東日本興業株式会社	10	100	－	不動産業およびリース業
東北発電工業株式会社	10	100	－	発変電設備の建設，改良および補修工事ならびに保守
東北エネルギーサービス株式会社	7.4	86.1	9.6	自家用発電設備・コージェネレーションシステム等による電気・熱エネルギーの供給，蓄熱設備の運転・保守受託
東北天然ガス株式会社	3	55	－	天然ガス・液化天然ガスの供給販売

(注) 東星興業株式会社，東北水力地熱株式会社，東北ソーラーパワー株式会社および東北自然エネルギー開発株式会社の４社は，平成27年７月１日付で合併し，東北自然エネルギー株式会社となりました。

(2) 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率		主な事業内容
		直接保有	間接保有	
	億円	%	%	
相馬共同火力発電株式会社	1,128	50	－	電気の卸供給
常磐共同火力株式会社	560	49.1	－	電気の卸供給
株式会社シナジアパワー	4.9	50	－	電気事業
荒川水力電気株式会社	3.5	50	－	水力発電

(注) 株式会社シナジアパワーは，平成27年10月１日設立されました。

5．企業グループの主要な借入先

借入先	借入金残高
	億円
株式会社日本政策投資銀行	4,034
株式会社みずほ銀行	1,906
日本生命保険相互会社	1,053
株式会社三菱東京UFJ銀行	955
株式会社三井住友銀行	818

6．企業グループの従業員の状況

事業の種類	従業員数	前年度末比増減
電気事業	12,548名	61名 減
その他の事業	11,737	190 減
合計	24,285	251 減

（注）「従業員数」は，出向者，休職者等を除いた就業人員を記載したものであります。

7．企業グループの主要な事業所および発電所

(1) 当社の主要な事業所

○本　店（仙台市青葉区本町一丁目７番１号）

○支　店：青森支店（青森市），岩手支店（盛岡市），秋田支店（秋田市），宮城支店（仙台市），山形支店（山形市），福島支店（福島市），新潟支店（新潟市）

○支　社：東京支社（東京都千代田区），会津若松支社（会津若松市）

○営業所：61カ所

⑵　当社の主要な発電所

○水　力：本道寺，八久和（以上山形県），本名，上田，第二沼沢，宮下，柳津（以上福島県），
　　豊実（新潟県）
○火　力：八戸（青森県），秋田，能代（以上秋田県），仙台，新仙台（以上宮城県），
　　原町（福島県），新潟，東新潟（以上新潟県）
○地　熱：葛根田（岩手県），上の岱，澄川（以上秋田県），柳津西山（福島県）
○原子力：東通（青森県），女川（宮城県）
○内燃力：両津（新潟県）

⑶　重要な子会社の主要な事業所

○酒田共同火力発電株式会社	本店（酒田市）
○日本海エル･エヌ･ジー株式会社	本店（新潟県北蒲原郡聖籠町）
○東北インテリジェント通信株式会社	本店（仙台市）
○株式会社ユアテック	本店（仙台市）
○東北自然エネルギー株式会社	本店（仙台市）
○TDGビジネスサポート株式会社	本店（仙台市）
○東日本興業株式会社	本店（仙台市）
○東北発電工業株式会社	本店（仙台市）
○東北エネルギーサービス株式会社	本店（仙台市）
○東北天然ガス株式会社	本店（仙台市）

8．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
海　輪　　誠	取締役会長	
原　田　宏　哉	取締役社長	
坂　本　光　弘	取締役副社長 (火力原子力本部長, コンプライアンス推進担当)	株式会社ユアテック社外取締役
渡　部　孝　男	取締役副社長(火力原子力本部長代理)	
岡　信　愼　一	取締役副社長(ＣＳＲ担当，ＩＲ担当)	
笹　川　稔　郎	取締役副社長(火力原子力本部長代理)	
佐久間　直勝	常務取締役(火力原子力本部副本部長)	
長谷川　　登	常務取締役(火力原子力本部副本部長)	
山　本　俊　二	常務取締役(支店統轄)	株式会社ユアテック社外監査役
石　森　令　一	常務取締役(お客さま本部長)	
田　苗　　博	常務取締役(電力ネットワーク本部長)	
三　浦　直　人	常務取締役(電力ネットワーク本部副本部長)	
中　野　春　之	常務取締役(電力ネットワーク本部副本部長)	
増　子　次　郎	常務取締役 (火力原子力本部副本部長, 火力原子力本部原子力部長)	
佐々木　隆志	常務取締役	
清　野　　智	取　締　役	東日本旅客鉄道株式会社取締役会長

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
鈴 木 敏 仁	常任監査役(常勤)	株式会社第四銀行社外監査役
加 藤 公 樹	常任監査役(常勤)	
藤 原 作 弥	監　査　役	
宇 野 郁 夫	監　査　役	
馬 場 千 晴	監　査　役	

(注) 1．取締役会長，取締役社長および取締役副社長は，いずれも代表取締役であります。
2．取締役清野智は，会社法第２条第15号に定める社外取締役であり，また，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員であります。
3．監査役藤原作弥，同宇野郁夫および同馬場千晴は，いずれも会社法第２条第16号に定める社外監査役であり，また，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員であります。
4．取締役および監査役は，いずれも平成27年６月25日開催の第91回定時株主総会において選任されたものであります。
5．取締役会長高橋宏明，取締役副社長安倍宣昭，同矢萩保雄，同井上茂，常務取締役三浦政彦および同向田吉広ならびに監査役我妻廣繁は，いずれも平成27年６月25日退任いたしました。
6．監査役藤原作弥は，日本銀行副総裁としてわが国の金融政策に携わった経験を有しており，財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7．監査役馬場千晴は，みずほ信託銀行株式会社の代表取締役副社長等を歴任しており，財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8．取締役清野智は，東日本旅客鉄道株式会社の取締役会長および日本郵政株式会社の社外取締役であります。また，当社は東日本旅客鉄道株式会社および日本郵政株式会社との間に電力供給の取引等があります。
9．監査役藤原作弥は，ライフネット生命保険株式会社の社外取締役であります。
10．監査役宇野郁夫は，富士急行株式会社およびトヨタ自動車株式会社の社外取締役ならびに小田急電鉄株式会社および株式会社三井住友フィナンシャルグループの社外監査役であります。また，当社はトヨタ自動車株式会社との間に電力供給の取引等があります。
11．監査役宇野郁夫は，平成27年６月23日西日本旅客鉄道株式会社の社外監査役を，同年６月25日パナソニック株式会社の社外取締役を，同年６月26日株式会社三井住友銀行の社外監査役を退任いたしました。
12．監査役馬場千晴は，株式会社埼玉りそな銀行の社外取締役であります。

⑵　取締役および監査役の報酬等の額

	報　　酬		株式報酬型ストックオプション	
	支給人数	支給額	支給人数	支給額
取　締　役	名 22	百万円 424	名 15	百万円 136
監　査　役	6	84	－	－

(注) 1．平成28年３月31日現在の取締役および監査役の人数は，取締役16名（うち社外取締役１名），監査役５名（うち社外監査役３名）でありますが，上記の報酬等には，平成27年６月25日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役６名および監査役１名を含んでおります。
2．当年度に係る取締役賞与につきましては，支給しないことといたしました。
3．上記のうち，社外役員５名に対する報酬等の総額は，39百万円であります。
4．株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります。
[報酬]
取締役　　月額55百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）
（平成22年６月29日開催の第86回定時株主総会決議）
監査役　　月額12百万円以内
（平成19年６月28日開催の第83回定時株主総会決議）
[株式報酬型ストックオプション]
取締役　　１事業年度当たり180百万円以内
（平成22年６月29日開催の第86回定時株主総会決議）

⑶　社外役員の主な活動状況

取締役清野智は，当年度開催の取締役会12回のうち９回に出席し，議案，審議等につき必要な発言を適宜行っております。

監査役藤原作弥は，当年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し，また，当年度開催の監査役会13回のすべてに出席し，議案，審議等につき必要な発言を適宜行っております。

監査役宇野郁夫は，当年度開催の取締役会12回のうち10回に出席し，また，当年度開催の監査役会13回のうち12回に出席し，議案，審議等につき必要な発言を適宜行っております。

監査役馬場千晴は，当年度開催の取締役会10回のうち９回に出席し，また，当年度開催の監査役会11回のすべてに出席し，議案，審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(注) 監査役馬場千晴は，平成27年６月25日就任いたしました。

⑷　責任限定契約の内容の概要

当社は，会社法第427条第１項の規定により，社外取締役および監査役との間に，同法第423条第１項の取締役および監査役の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。

９．会計監査人に関する事項

⑴　会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

⑵　会計監査人の報酬等の額

①	当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	百万円 234
②	上記の合計額のうち，当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	90

(注) １．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので，②の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

２．監査役会は，日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ，取締役，社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて，会計監査人の監査計画の内容や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果，会計監査人の報酬等につき，会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑶　非監査業務の内容

当社は，会計監査人に対して，公認会計士法第２条第１項の業務以外に，電力システム改革に係る助言業務等を依頼しております。

⑷　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は，会計監査人が会社法第340条第１項各号に定められている解任事由に該当すると判断した場合は，監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する。

監査役会は，上記の場合のほか，会計監査人の監査品質，監査実施の有効性および効率性などを勘案して，会計監査人として適当でないと判断した場合は，会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する。

⑸　会計監査人が受けた過去２年間の業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要は，次のとおりであります。

①処分の対象者

新日本有限責任監査法人

②処分の内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止　３月
（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③処分理由

・株式会社東芝の平成22年３月期，平成24年３月期および平成25年３月期における財務書類の監査において，同監査法人の公認会計士が，相当の注意を怠り，重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

・同監査法人の運営が著しく不当と認められた。

10. 業務の適正を確保するための体制に関する基本方針および当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制に関する基本方針】

当社は，取締役会において，「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を決議しております。

⑴　取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は，社会の一員として，法令および定款に適合し，公正・透明かつ効率的に事業活動を推進し，社会的責任を果たす。

取締役会を，原則として毎月１回開催する。取締役会では，経営に関する重要な計画をはじめ，当社の業務執行の重要事項を決定するとともに，取締役から業務執行状況の報告を受ける。また，取締役の職務の執行につき相互に監督する。

常務会を，原則として毎週開催し，取締役会決議に基づき，全般的な業務運営の方針および計画ならびに重要な業務の執行について協議する。

企業行動指針を策定し，取締役は本指針を率先垂範するとともに，自らの役割として指針の精神の徹底に努める。また，社長を委員長とする企業倫理・法令遵守委員会を設置するとともに，コンプライアンス推進担当役員を置き，事業活動における企業倫理・法令遵守を推

進する。さらに，企業倫理相談窓口を開設し，相談者保護を図りながら相談案件等の調査を行う等適正に運用する。

なお，反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては，関連する社内規程等に基づき，毅然として対応する。

内部監査部門を設置し，当社業務の有効性・効率性および法令遵守を確保するため内部監査を実施するとともに，その結果を社長に報告する。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書，電磁的情報その他の情報について，社内規程に基づき，適切に管理・保存し，必要に応じて取締役が閲覧できるものとする。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は，当社の業務執行に係るリスクについて，その内容に応じて，関連する社内規程に基づき，各部門または社内会議体等を活用する等，適切に対応する。

定期的に事業活動に係るリスクの抽出・評価を行い，経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては，その対策等を毎年度の各部門が策定する事業計画に織込み，管理サイクルの中でリスク管理を実践する。

自然災害および原子力災害等に係るリスクについては，社内規程を定めるとともに，災害を想定した訓練を行う等，リスク発生に備える。原子力発電所の自主的かつ継続的な安全性向上について，社内委員会を設置し，定期的に安全性の評価・分析，リスク低減に向けた対応策等を検討し，適切に対応する。

卸電力取引等に起因する市場リスク管理等を行うための社内委員会，ならびに，国内外での不測の事態に備えた危機の未然防止とリスクが現実化した際の被害の最小化を目的とする社内委員会をそれぞれ設置し，これらのリスクに適切に対応する。

リスク管理の状況については，必要に応じて，常務会等に報告する。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役ならびに業務を担当する取締役は，取締役会決議に基づき，当社の業務執行を行う。その際，経営環境の変化に迅速に対応するため，常務会や社内会議体を活用する等，効率的な業務執行を行う。

代表取締役ならびに業務を担当する取締役は，その職務の執行を効率的に行うため，次の措置を講じる。

①経営理念・経営の方向性を使用人に徹底するとともに，経営に関する重要計画のほか，各種計画を策定し，業務執行における重点施策，目標を明確化するとともに，実施結果の評価を行う。

②業務執行は，組織および職務権限に関する規程に基づき，所定の手続きを経て行う。

③取締役会等諸会議における報告，使用人との意見交換，お客さまをはじめとする当社に関わりのある皆さまとの接触等により，経営に関わる情報を収集し，職務の執行に反映する。

内部監査部門は，効率的な業務執行がなされるよう内部監査を実施するとともに，その結果を社長に報告する。

⑸ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人は，代表取締役ならびに業務を担当する取締役の指揮命令のもと，企業行動指針等の規範を遵守し，組織および職務権限に関する規程に基づき，職務の執行を行う。使用人の職務の執行は，業務執行の決定手続きや報告等を通じて，取締役の監督を受ける。

企業倫理・法令遵守委員会の下，各室部店所単位に設置された企業倫理責任者および企業倫理推進担当者を中心に，企業行動指針の徹底，教育・啓発活動等を行い，事業活動における企業倫理・法令遵守を推進する。また，企業倫理相談窓口を開設し，相談者保護を図りながら相談案件の調査を行い，企業倫理・法令遵守委員会へ定期的に報告を行う。

内部監査部門は，使用人の企業倫理・法令遵守を確保するため内部監査を実施するとともに，その結果を社長に報告する。

⑹ 当社および子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は，企業グループにおける業務が適正かつ効率的に行われるよう社内規程を定め，グループ会社各社に対し，重要事項について事前協議および報告を求め，指導・助言を実施する。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は，社内規程を定め，グループ会社各社に対し，経営に関する重要な計画を策定させるとともに，主要な会社から定期的に計画の進捗状況の報告を受け，各社におけるリスクについて把握する。

当社は，グループ会社各社に対し，事前協議および報告を通じて把握した各社の重要なリスクへの対応について，指導・助言を実施する。

また，グループ会社各社における重大なリスクの発生および企業倫理・法令違反について，常務会等に報告する。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は，企業グループ経営に関する重要計画の周知や企業グループ全体の経営会議の開催，効率化施策の共同実施等，企業グループ経営を推進する。

当社は，グループ会社各社に対し，業務執行にあたっては，社内会議体を活用する等効率的に行うとともに，組織および職務権限に関する規程に基づき，所定の手続きを経て業務執行を行うよう，適宜，指導・助言を実施する。

④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は，グループ会社各社に対し，企業行動指針を策定する等，法令と法の精神の遵守を徹底するよう，適宜，指導・助言を実施する。

また，当社は，各社の企業倫理・法令遵守の状況について，適宜，把握するとともに，各社の企業倫理・法令遵守の担当責任者に対する指導・助言等により企業倫理・法令遵守の徹底をはかる。

当社の企業倫理相談窓口は，グループ会社各社の取締役，監査役および使用人からの相談も受け付ける。また，相談案件の処理状況を企業倫理・法令遵守委員会に報告する。

⑤その他当社および子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

内部監査部門は，グループ会社各社における内部監査の状況を勘案し，主要な会社については必要に応じて直接内部監査を実施する。

⑺　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助することを職務とする組織を設置し，専属の使用人を置く。

⑻　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する組織の職務は監査補助に限定し，同組織に所属する使用人を監査補助以外の業務には従事させない。

⑼　監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する組織に所属する使用人は監査役の直轄下に置き，同組織に所属する使用人の人事に関しては，事前に監査役と協議する。

⑽　監査役への報告に関する体制

①取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

取締役および使用人は，当社の業務執行上重要と判断した事項について，監査役に報告する。

取締役および使用人は，監査役が監査のために報告を求めた場合にはこれに応じる。

また，企業倫理相談窓口に対する取締役および使用人による相談案件の概要について，監査役に報告する。

②子会社の取締役，監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社の取締役および使用人は，グループ会社各社における重大なリスクの発生および企業倫理・法令違反について，監査役に報告する。

また，当社の企業倫理相談窓口に対するグループ会社各社の取締役，監査役および使用人による相談案件の概要について，監査役に報告する。

⑾　監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は，監査役へ報告した者に対して，報告したことを理由として不利な取扱いを行わない。

また，グループ会社各社に対し，監査役へ報告した者に対して，報告したことを理由として不利な取扱いを行わないよう，徹底する。

⑿　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行に伴い生ずる費用を請求するときには，当該請求に係る費用が職務の執行に必要がないと判断される場合を除き，これに応ずる。

⒀　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は，取締役会のほか，常務会等重要な諸会議に出席するとともに，当社が保存・管理する資料等を閲覧することができる。

代表取締役と監査役とは，経営環境や重要課題等について相互に認識を深めるため，定期的に会合を持つ。

監査役の監査成果を高めるため，内部監査部門は，内部監査の結果を監査役に情報提供する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づく，当年度における運用状況の概要は，次のとおりであります。

⑴　職務執行の適正性および効率性の確保に係る取り組みの状況

当社は，取締役会を原則毎月開催し，業務執行上の重要事項を決議するとともに，業務執行状況の報告を行っております。また，常務会を原則毎週開催して，取締役会決議に基づく全般的な業務運営の方針および計画ならびに重要な業務の執行について，様々な観点から協議しております。

各本部・部門は，「東北電力グループ経営ビジョン」や「東北電力グループ中期経営方針」を踏まえ，中期的な計画を策定し，的確にＰＤＣＡサイクルを展開しております。

最高経営層による事業所訪問を実施し，当社を取り巻く事業環境と経営の方向性，電力システム改革への対応などについて各事業所の中堅・若手社員との対話を行い，理解の浸透・共有化を図っております。

また，内部監査部門は，計画に基づき業務全般にわたる内部監査を実施し，その結果を定

期的に社長，常務会ならびに取締役会に報告しております。

⑵　企業倫理・法令遵守に係る取り組みの状況

当社は，「東北電力企業行動指針」を制定するとともに，社長を委員長とする「企業倫理・法令遵守委員会」において，年度ごとに「企業倫理・法令遵守活動計画」を策定し，同計画に則って企業倫理・法令遵守活動を展開しております。10月に実施する「東北電力グループ企業倫理月間」では，各種啓発活動等の企業グループ一体となった活動を展開しております。

また，「東北電力企業倫理相談窓口」等の内部通報窓口を社内外に設置し，企業グループを含めた役職員の職務執行に係る法令違反について早期発見と是正に努めております。

⑶　損失の危険の管理に係る取り組みの状況

当社は，定期的に業務上や財務上のリスク調査を実施し，リスクの認識，分析・評価を行い，重要なリスクについては，各室部，部門の中期計画や年度業務計画に織り込むなど，的確にＰＤＣＡサイクルを展開しております。

また，経営に重大な影響を及ぼす恐れのある危機に対しては，「危機管理活動計画」に基づき対応力の維持・向上のための訓練や情報共有化の取り組みを行うとともに，活動状況については，「危機管理委員会」で検証し，適宜見直しを行っております。

自然災害および原子力災害等に係るリスクについては，マニュアル等を定めるとともに，自治体等と連携のうえ，本店非常災害訓練，原子力発電所防災訓練など定期的に訓練を実施しております。また，原子力に係るリスクについては，自主的かつ継続的に原子力発電所の安全性向上を図るため「原子力リスク検討委員会」を開催し，原子力リスクの評価・分析，リスク低減に向けた対応策の検討などを行っております。加えて，「原子力のあり方に関する有識者会議」の開催等を通じ，リスクを低減しさらに安全性を高めるための検討を行っております。

⑷　企業グループにおける取り組みの状況

当社は，「関係会社業務規程」および「関係会社業務取扱基準」を定め，グループ会社各社の重要事項について事前協議および報告を求め，指導・助言を実施しております。定期的に「企業グループ経営会議」を開催し，「東北電力グループ中期経営方針」等を共有化しております。また，「危機管理対応マニュアル」や「東北電力企業グループ非常災害発生時の

情報連携ルール」を定めて，危機管理および非常災害時の体制を確立しております。さらに，「東北電力グループ企業倫理月間」や，グループ会社各社との連絡会等における各社への支援を通じ，グループの一体感醸成と企業倫理・法令遵守の徹底を図っております。

⑸　監査役監査の実効性確保に係る取り組みの状況

監査役は，取締役会および常務会に出席しているほか，各種資料の閲覧等を通じて重要な意思決定の過程および業務の執行状況を確認しております。また，内部監査部門から内部監査の状況を定期的に監査役に報告するとともに，「東北電力企業倫理相談窓口」等の内部通報窓口の受付・処理状況についても定期的に報告しております。さらに，取締役と監査役が定期的に情報交換を行うことで監査の実効性向上に努めております。

専任の補助使用人が所属する「監査役室」を監査役の直轄下に設置し，執行部門から分離させているほか，必要な監査費用の確保についても，監査役の請求に従い，会社法の定めに基づき適切に対応しております。

連結貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
固定資産	**3,502,722**	**固定負債**	**2,599,296**
電気事業固定資産	**2,489,604**	社債	760,469
水力発電設備	171,468	長期借入金	1,356,192
汽力発電設備	375,576	使用済燃料再処理等引当金	73,362
原子力発電設備	266,109	使用済燃料再処理等準備引当金	15,214
送電設備	639,074	災害復旧費用引当金	5,245
変電設備	242,528	退職給付に係る負債	191,027
配電設備	635,332	資産除去債務	118,233
業務設備	103,151	再評価に係る繰延税金負債	1,436
その他の電気事業固定資産	56,364	その他	78,114
その他の固定資産	**212,888**		
固定資産仮勘定	**247,138**	**流動負債**	**868,746**
建設仮勘定及び除却仮勘定	247,138	1年以内に期限到来の固定負債	328,231
核燃料	**144,621**	短期借入金	34,274
装荷核燃料	34,729	支払手形及び買掛金	155,775
加工中等核燃料	109,891	未払税金	39,455
投資その他の資産	**408,470**	災害復旧費用引当金	440
長期投資	93,556	その他	310,569
使用済燃料再処理等積立金	69,340		
退職給付に係る資産	2,179	**負債合計**	**3,468,042**
繰延税金資産	139,396		
その他	104,582	**株主資本**	**661,733**
貸倒引当金(貸方)	△ 585	資本金	251,441
		資本剰余金	26,536
流動資産	**649,713**	利益剰余金	390,843
現金及び預金	218,114	自己株式	△ 7,087
受取手形及び売掛金	204,042		
たな卸資産	68,747	**その他の包括利益累計額**	**△ 32,096**
繰延税金資産	61,501	その他有価証券評価差額金	3,979
その他	99,312	繰延ヘッジ損益	△ 2,754
貸倒引当金(貸方)	△ 2,004	土地再評価差額金	△ 1,128
		為替換算調整勘定	561
		退職給付に係る調整累計額	△ 32,753
		新株予約権	**736**
		非支配株主持分	**54,019**
		純資産合計	**684,393**
合計	**4,152,436**	**合計**	**4,152,436**

連 結 損 益 計 算 書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	**1,905,828**	**営業収益**	**2,095,587**
電気事業営業費用	1,686,371	電気事業営業収益	1,853,261
その他事業営業費用	219,457	その他事業営業収益	242,326
営業利益	**(189,759)**		
営業外費用	**46,207**	**営業外収益**	**9,064**
支払利息	32,419	受取配当金	823
その他	13,788	受取利息	1,960
		持分法による投資利益	92
		その他	6,188
当期経常費用合計	**1,952,036**	**当期経常収益合計**	**2,104,652**
当期経常利益	**152,616**		
税金等調整前当期純利益	**152,616**		
法人税等	**48,150**		
法人税等	20,836		
法人税等調整額	27,313		
当期純利益	**104,465**		
非支配株主に帰属する当期純利益	**7,140**		
親会社株主に帰属する当期純利益	**97,325**		

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
固定資産	**3,364,414**	**固定負債**	**2,491,516**
電気事業固定資産	**2,530,785**	社債	760,769
水力発電設備	152,803	長期借入金	1,338,221
汽力発電設備	361,548	長期未払債務	6,543
原子力発電設備	267,347	リース債務	1,486
内燃力発電設備	34,886	関係会社長期債務	5,307
新エネルギー等発電設備	11,848	退職給付引当金	110,172
送電設備	656,363	使用済燃料再処理等引当金	73,362
変電設備	251,531	使用済燃料再処理等準備引当金	15,214
配電設備	685,610	災害復旧費用引当金	5,245
業務設備	108,344	資産除去債務	117,980
貸付設備	501	雑固定負債	57,213
附帯事業固定資産	**1,197**	**流動負債**	**784,596**
事業外固定資産	**5,559**	1年以内に期限到来の固定負債	316,741
固定資産仮勘定	**238,849**	短期借入金	33,500
建設仮勘定	234,512	コマーシャル・ペーパー	11,000
除却仮勘定	4,337	買掛金	85,553
核燃料	**144,621**	未払金	43,421
装荷核燃料	34,729	未払費用	70,335
加工中等核燃料	109,891	未払税金	30,431
投資その他の資産	**443,400**	預り金	1,032
長期投資	75,971	関係会社短期債務	52,947
関係会社長期投資	195,250	諸前受金	136,872
使用済燃料再処理等積立金	69,340	災害復旧費用引当金	373
長期前払費用	9,508	資産除去債務	1,713
繰延税金資産	93,479	雑流動負債	674
貸倒引当金（貸方）	△ 149	**負債合計**	**3,276,113**
流動資産	**477,469**		
現金及び預金	145,558	**株主資本**	**564,593**
売掛金	134,925	資本金	251,441
諸未収入金	9,912	資本剰余金	26,657
短期投資	39,000	資本準備金	26,657
貯蔵品	50,585	利益剰余金	293,663
前払費用	326	利益準備金	62,860
関係会社短期債権	13,192	その他利益剰余金	230,803
繰延税金資産	58,414	海外投資等損失準備金	13
雑流動資産	27,331	繰越利益剰余金	230,789
貸倒引当金（貸方）	△ 1,777	自己株式	△ 7,169
		評価・換算差額等	**440**
		その他有価証券評価差額金	3,195
		繰延ヘッジ損益	△ 2,754
		新株予約権	**736**
		純資産合計	**565,770**
合計	**3,841,884**	**合計**	**3,841,884**

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	**1,712,163**	**営業収益**	**1,868,862**
電気事業営業費用	**1,702,030**	**電気事業営業収益**	**1,857,249**
水力発電費	49,324	電灯料	586,437
汽力発電費	523,839	電力料	933,071
原子力発電費	94,512	地帯間販売電力料	189,782
内燃力発電費	12,496	他社販売電力料	21,077
新エネルギー等発電費	9,680	託送収益	8,973
地帯間購入電力料	120,049	事業者間精算収益	3,379
他社購入電力料	297,424	再エネ特措法交付金	93,452
送電費	89,527	電気事業雑収益	20,995
変電費	57,900	貸付設備収益	80
配電費	181,191		
販売費	48,249		
貸付設備費	4		
一般管理費	75,537		
再エネ特措法納付金	96,203		
電源開発促進税	28,660		
事業税	17,671		
電力費振替勘定(貸方)	△ 244		
附帯事業営業費用	**10,132**	**附帯事業営業収益**	**11,613**
ガス供給事業営業費用	9,665	ガス供給事業営業収益	11,113
熱供給事業営業費用	466	熱供給事業営業収益	499
営業利益	**(156,699)**		
営業外費用	**44,286**	**営業外収益**	**7,511**
財務費用	**32,134**	**財務収益**	**3,446**
支払利息	31,849	受取配当金	1,483
社債発行費	284	受取利息	1,962
事業外費用	**12,152**	**事業外収益**	**4,064**
固定資産売却損	55	固定資産売却益	265
雑損失	12,096	雑収益	3,799
当期経常費用合計	**1,756,449**	**当期経常収益合計**	**1,876,374**
当期経常利益	**119,924**		
税引前当期純利益	**119,924**		
法人税等	**39,978**		
法人税等	11,817		
法人税等調整額	28,160		
当期純利益	**79,946**		

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成 28 年５月12日

東北電力株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士　中村雅一　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士　佐藤森夫　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士　有倉大輔　㊞

当監査法人は，会社法第444条第４項の規定に基づき，東北電力株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類，すなわち，連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は，当監査法人が実施した監査に基づいて，独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は，当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために，監査計画を策定し，これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては，連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は，当監査法人の判断により，不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，当監査法人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また，監査には，経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は，上記の連結計算書類が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，東北電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 5 月 12 日

東北電力株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士　中村雅一　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士　佐藤森夫　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士　有倉大輔　㊞

当監査法人は，会社法第436条第２項第１号の規定に基づき，東北電力株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第92期事業年度の計算書類，すなわち，貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は，当監査法人が実施した監査に基づいて，独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は，当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために，監査計画を策定し，これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては，計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は，当監査法人の判断により，不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，当監査法人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また，監査には，経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は，上記の計算書類及びその附属明細書が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は，平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して，各監査役が作成した監査報告書に基づき，審議の上，本監査報告書を作成し，以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

⑴　監査役会は，監査の方針，業務の分担等を定め，各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか，取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は，監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し，監査の方針，職務の分担等に従い，取締役，内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり，情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに，以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し，取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求め，重要な決定書類等を閲覧し，本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また，子会社については，子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり，必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し，かつ，適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに，会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。また，会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け，必要に応じて説明を求めました。さらに，平成27年12月22日付金融庁による業務改善命令に関し，会計監査人が提出した業務改善計画の概要およびその実施状況について説明を受けました。

以上の方法に基づき，当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書，計算書類（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は，法令および定款に従い，会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また，当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても，指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成 28 年 5 月 13 日

東北電力株式会社　監査役会

常任監査役（常勤）　鈴　木　敏　仁　㊞

常任監査役（常勤）　加　藤　公　樹　㊞

監査役（社外監査役）　藤　原　作　弥　㊞

監査役（社外監査役）　宇　野　郁　夫　㊞

監査役（社外監査役）　馬　場　千　晴　㊞

以　上



「インターネット等による議決権行使のご案内」

インターネットによる議決権行使は，パソコン，スマートフォンまたは携帯電話（EZweb，ｉモード，Yahoo! ケータイ）* から，当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。
（ただし，毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

＊「EZweb」はKDDI株式会社，「ｉモード」は株式会社NTTドコモ，「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

（パソコンの場合）

議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にて，議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき，画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

1 議決権行使サイトへアクセスする。

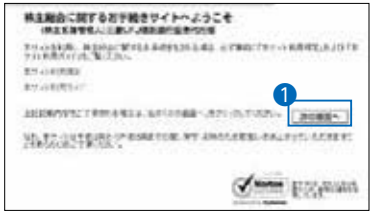

❶「次の画面へ」をクリック

2 ログインする。

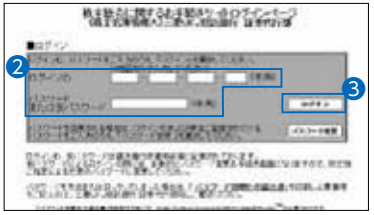

❷お手元の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
❸「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録する。

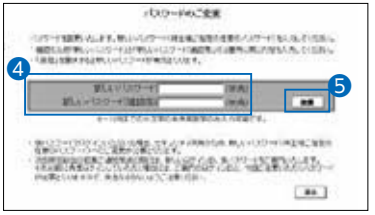

❹新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード（確認用）入力欄」の両方に入力。パスワードはお忘れにならないようご注意願います。
❺「送信」をクリック

4 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は，インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合，アンチウイルスソフトを設定されている場合，proxyサーバーをご利用の場合等，株主さまのインターネット利用環境によっては，ご利用できない場合もございます。

携帯電話による議決権行使は，EZweb，ｉモード，Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また，セキュリティ確保のため，暗号化通信（TLS通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりませんので，ご了承ください。

インターネットによる議決権行使は，**平成28年６月27日（月曜日）午後５時まで**受付いたしますが，お早めに行使していただき，ご不明な点などがございましたら下記ヘルプデスクへお問い合せください。

ご注意事項

●株主さま以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため，ご利用の株主さまには，議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

●株主総会の招集の都度，新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

⑴郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は，インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

⑵インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は，最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また，パソコン，スマートフォンおよび携帯電話のいずれかで重複して議決権を行使された場合も，最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

●議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金，パケット通信料，その他携帯電話等利用による料金等）は株主さまのご負担となりますので，ご了承ください。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合せ（ヘルプデスク）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部

0120－173－027（通話料無料）

受付時間 午前９時から午後９時まで

＜議決権電子行使プラットフォームについて＞

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては，株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には，当該プラットフォームをご利用いただけます。

以　上

株主総会会場ご案内

会　場　仙台市青葉区一番町三丁目７番１号
電力ビル７階電力ホール

会場付近略図



○会場には駐車場がございませんので，公共交通機関等をご利用願います。

交　通
ＪＲ線	仙台駅から徒歩約10分
ＪＲ仙石線	あおば通駅から徒歩約５分
地下鉄東西線	青葉通一番町駅から徒歩約５分（最寄りの出口は北１）
地下鉄南北線	広瀬通駅から徒歩約１分（最寄りの出口は西３）
バス	電力ビル前下車

UD FONT
VEGETABLE OIL INK